

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	東洋建設株式会社			コード	1890
提出日	2022/5/24	異動(予定)日	2022/6/24		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。				
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)					

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし			
1	福田 善夫	社外取締役	○														○		有
2	吉田 豊	社外取締役	○														○		有
3	藤谷 泰之	社外取締役	○														○	新任	有
4	福田 二郎	社外監査役	○											△			○		有
5	染河 清剛	社外監査役	○											△			○		有
6	保田 志穂	社外監査役	○														○	新任	有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		<p>帝人株式会社及び海外グループ会社の役員を歴任し、グローバル展開を図る同社グループにおける豊富な経験と幅広い知見をもとに、当社経営への提言や業務執行に対する適切な監督を行っていることから、ガバナンス体制強化が期待できると判断し、社外取締役として選任しております。</p> <p>また同氏は、東京証券取引所の定める独立役員要件に加え、当社の定める社外役員独立性基準(下記4. 補足説明 参照)に照らし、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないと判断し、独立役員に指定いたしました。</p> <p>【社外取締役在任年数 6年(2022年6月定時株主総会終結時)】</p>
2		<p>石川島播磨重工業株式会社(現株式会社IH1)における、ものづくり企業としての豊富な経験、実績に加え、同子会社の取締役社長としての知見をもとに、当社の経営に対し適切に助言いただいております。ガバナンス体制の一層の充実が期待できると判断し、社外取締役として選任しております。</p> <p>また同氏は、東京証券取引所の定める独立役員要件に加え、当社の定める社外役員独立性基準(下記4. 補足説明 参照)に照らし、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないと判断し、独立役員に指定いたしました。</p> <p>【社外取締役在任年数 4年(2022年6月定時株主総会終結時)】</p>
3		<p>三井物産株式会社において役員を歴任し、海外での豊富な経験と知見を有しているほか海外現地法人の社長も経験されており、当社の成長ドライバーである海外建設事業の戦略や展開に適切な助言や監督を行っていただけると判断し、社外取締役候補者といたしました。</p> <p>また同氏は、東京証券取引所の定める独立役員要件に加え、当社の定める社外役員独立性基準(下記4. 補足説明 参照)に照らし、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないと判断し、独立役員に指定いたしました。</p>
4	<p>当社グループは、福田二郎氏が2011年5月まで業務執行者であった株式会社三菱東京UFJ銀行(現株式会社三菱UFJ銀行)との間に借入等の取引関係がありますが、同氏は退行後10年以上が経過しており、同行の経営に関与する立場にありません。前事業年度末日時点の同行からの借入残高は1,970百万円であり、その割合は前事業年度末における当社連結総資産額の1.5%です。これらのことから、同氏の独立性に影響はないものと判断しております。</p>	<p>金融機関の法人部門や総務部においてリスク管理業務に携わったほか、グループ会社等の役員を歴任するなど、経営や監督に関する豊富な経験、実績及び知見を有しており、独立した立場から監査機能を十分に発揮していただけると判断し社外監査役として選任しております。</p> <p>また同氏は、東京証券取引所の定める独立役員要件に加え、当社の定める社外役員独立性基準(下記4. 補足説明 参照)に照らし、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないと判断し、独立役員に指定いたしました。</p>
5	<p>当社グループは、染河清剛氏が2008年3月まで業務執行者であった株式会社みずほコーポレート銀行(現株式会社みずほ銀行)との間に借入等の取引関係がありますが、同氏は退行後10年以上が経過しており、同行の経営に関与する立場にありません。前事業年度末時点の同行からの借入残高は1,788百万円であり、その割合は前事業年度末における連結総資産額の0.6%です。これらのことから同氏の独立性に影響はないものと判断しております。</p>	<p>みずほコーポレート銀行(現みずほ銀行)においてコンプライアンス推進に携わったほか、グループ会社等の役員を歴任するなど豊富な経験、実績及び知見を有しており、独立した立場から監査機能を十分に発揮していただけると判断し社外監査役として選任しております。</p> <p>また同氏は、東京証券取引所の定める独立役員要件に加え、当社の定める社外役員独立性基準(下記4. 補足説明 参照)に照らし、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないと判断し、独立役員に指定いたしました。</p>

6	<p>弁護士として国内外での経験、実績及びそれに基づく専門的な知識を有しており、独立、客観的な立場から監査機能を高めたいと判断し、新たに社外監査役候補者といたしました。なお、同氏は過去に社外監査役となること以外の方法で企業経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p> <p>また同氏は、東京証券取引所の定める独立役員要件に加え、当社の定める社外役員独立性基準(下記4. 補足説明 参照)に照らし、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないと判断し、独立役員に指定いたしました。</p>
---	--

#### 4. 補足説明

当社は社外取締役及び社外監査役候補者について、次の1から10のいずれにも該当しない者をもって「独立社外役員」と判断します。

<社外役員独立性基準>

1. 現在または過去において、当社及びグループ各社の業務執行者であった者
2. 当社株式の総議決権数の10%以上の議決権を保有する株主及びその業務執行者
3. 当社及びグループ各社が総議決権数の10%以上の議決権を直接または間接的に保有する会社の業務執行者
4. 過去3事業年度のいずれかにおいて、当社グループ及び候補者の所属する会社双方いずれかの連結売上高2%以上を占める取引先の業務執行者
5. 直近の事業報告において、主要な借入先である金融機関の業務執行者
6. 上記2から5について、過去3年間において該当していた者
7. 当社の会計監査人である監査法人に属する者
8. 当社及びグループ各社から、過去3年間の平均において500万円以上の報酬を受領している弁護士、会計士、コンサルタント等の専門家(報酬を得ている者が法人等である場合には、これに所属する者)
9. 当社及びグループ各社から、過去3年間の平均において1000万円以上の寄付を受けた大学や団体等に所属する者
10. 上記1から9に該当する者の配偶者または二親等内の親族

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j. 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものにご留意ください。

- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。  
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。